

中高層建物直結給水取扱要綱

平成15年4月1日制定
平成29年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正
[営業課]

1. 目的

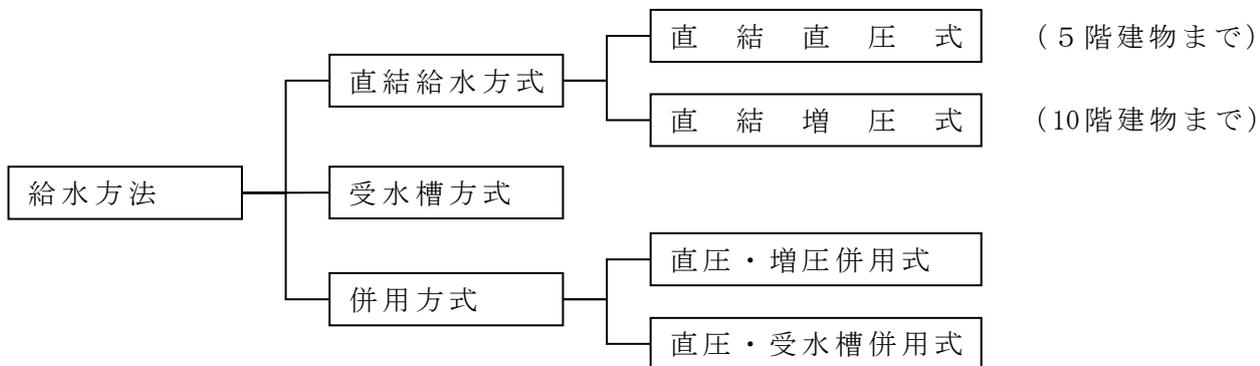
この要綱は、直結給水対象範囲の設定に伴う給水装置の設計及び施行に関して必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

1. 水道水の安定供給を図りつつ直結給水対象範囲を設定することにより、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用等「給水サービスの向上」に寄与することを目的とする。
2. 受水槽の適正管理、水質汚染の解消、配水管圧力による有効利用を図ることにより地球環境保全に寄与できるものとする。
3. この要綱に明記されていないものについては「給水装置工事施行基準」（以下「施行基準」という。）等によるものとする。

2. 定義

直結給水とは、中高層建物に対して配水管の直圧を利用して給水する方式（直結直圧式）と給水管の途中に増圧設備を設置し給水する方式（直結増圧式）をいう。

1. 中高層建物とは建物階数が3階以上の建物をいう。



2. 1 給水方式

5階までの建物は、直結直圧式を原則とするが、直結増圧式にすることもできる。

1. 5階までの建物の直結直圧式については、動水圧の変動を最も受けやすいので直結増圧式も考慮し設計協議をすること。

3. 適用要件

3. 1 対象地域

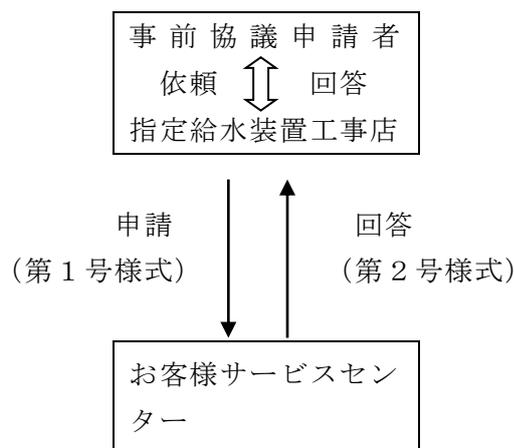
直結給水の対象地域は、今後の配水施設整備計画を勘案し、現状及び将来とも必要水圧を安定的かつ継続的に確保可能と判断された地域とする。

3. 2 事前協議

申請者は、事前協議申請書をお客様サービスセンターに提出し、お客様サービスセンターは直結給水の可否を調査・検討し申請者と協議を行う。

申請者は協議の結果に基づき、給水装置の実施設計を行い本協議を行う。

1. 事前協議の内容は、受付・事前調査・水理計算に用いる配水管動水圧の決定からなる。
2. 当該建物の水理計算に用いる配水管動水圧は、事前協議に基づき決定する。
3. 事前協議は、申請から回答まで2週間程度要するので、早めの協議が必要となる。
4. 建物規模・用途等に変更がある場合、または回答後1年を経過した物件は再協議が必要となる。
5. 事前協議事務処理フロー



※給水装置工事申請書と同時に「直結（直圧・増圧）給水装置設置条件承諾書」（第5号様式）を提出すること。

3. 3 配水管水圧

水理計算に用いる配水管水圧は以下によること。

1. 直結直圧式は、0.30MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。
2. 直結増圧式は、0.25MPa以上の最小動水圧が確保されている地域とする。

<直結直圧式可能階数>

直結直圧式に必要な階数別最小動水圧は下記のとおりとする。

最小動水圧	直結直圧式可能階数
0.30MPa以上	4、5階まで
0.25MPa以上	3階まで

3. 4 分岐対象配水管

直結給水の分岐可能な配水管は、口径100～450mmまでとし、行き止まり管は口径150mm

以上とする。

1. 老朽管等による水量、水圧が不安定な配水管からの分岐は、事前協議時に調査・検討し可否について回答する。
2. 私給水管（供用管）は、一般住宅を供給目的とした管口径で設計・施工されており、中高層住宅への供給条件を考慮していないため、分岐は認めない。
ただし、分岐している全ての給水管所有者と申請者が同一の場合は、本要綱等の条件を満たし、水理計算上可能な場合は、分岐を認める。
3. 専用住宅等の3階建物で、時間最大給水量が2.0 L/S以下で、さらに、配水管の最小動水圧が0.30MPa以上確保され、水理計算上可能な場合は配水管口径が50mmでも分岐を認める。ただし、分岐口径は40mm以下とする。

3. 5分岐給水管

分岐給水管は、口径75mm以下とする。

1. 配水管に影響を及ぼさない口径を考慮し、配水管より1段落ちまでの口径、行き止まり管の場合は、2段落ちまでの口径とし、最大分岐給水管口径は75mmとする。
2. 直結給水の建物（直結直圧式5階・直結増圧式10階）が集中して複数棟建設される場合は事前協議時に別途、管網・分岐口径等を検討する。

3. 6 給水階高・対象建物

1. 給水階高

- (1) 直結直圧式は5階までとする。
- (2) 直結増圧式は10階までとする。

2. 計画一日最大給水量

対象物件の計画一日最大給水量（以下「計画使用水量」という）は、40m³までとする。

3. 対象建物は、下記の給水条件を除く建物とする。

- (1) 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な建物。
- (2) 一時的に多量の水を使用したり、または使用水量の変動が大きいなど、配水管の水圧低下を引き起こす恐れがある建物。
- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物
- (4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物。
- (5) 申請時に使用用途不明な区画がある建物。

(1) 直結直圧式

配水管の水圧及び口径が必要範囲で、水理計算上可能なもの。

- ①メーター口径が50mm以下の給水。
- ②給水階数が5階までの給水。
- ③使用水量が40m³/日以下であること。

(2) 直結増圧式

配水管の水圧及び口径が必要範囲で、給水管に直接増圧設備（ポンプは原則として、日本水道協会規格・JWWA B130に適合する設備）を連結し、配水管の水圧に影響を与えることな

く、水圧の不足分を加圧して高位置まで給水する方法。

- ①メーター口径50mm以下の給水。
- ②給水階数が10階までの給水。
- ③使用水量が40m³/日以下であること。

<対象外の建物の例>

病院、医院、学校、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、※24時間営業施設、クリーニング店、写真及び印刷・製版、メッキ工場、石油化学工場、理化学研究施設、生物化学研究検査施設、染色食品加工、興行場、食品冷凍機、電子の計算機冷却水等を必要とするもの。

その他「施行基準」による。

※24時間営業施設であっても、小規模店舗（一般用の日常生活に密着した営業の用に供するもの等）は協議し条件により、直接給水とすることができる。

4. 設計の基本条件

4. 1 計画使用水量の決定

- 1. 計画使用水量は、給水管の口径、直結増圧給水等の給水装置系統を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
- 2. 同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方式の特徴を踏まえ、使用実績に応じた方法を選択すること。
 - (1) 使用水量は「施行基準」の給水管口径決定根拠における標準使用水量、給水栓数と使用水量比、及び給水戸数を考慮した同時使用戸数率を参考とすること。
 - (2) 集合住宅では、直結増圧給水設備の仕様（吐出量、揚程）の決定に必要な同時使用水量（瞬間最大使用水量）の算定方法として「優良住宅部品認定基準（BL規格）」を採用すること。

- (1) 計画使用水量は、給水装置の形態や給水方式によって異なるので、それぞれに対応した水量を設定すること。
- (2) 直結増圧給水における計画使用水量は、給水器具の同時使用の場合を十分考慮して実態に合った水量と増圧設備（水道用増圧ポンプユニット）を選定することが必要である。
- (3) 集合住宅の場合

①戸数から同時使用量（瞬間最大使用水量）を求める方法

瞬間最大使用水量は、下記の式より算出（表1）

$$10戸未満 \quad Q = 42 N^{0.33}$$

$$10戸以上 600戸未満 \quad Q = 19 N^{0.67}$$

ここに、Q：同時使用水量（L/min）

N：戸数

②居住人数から同時使用水量（瞬間最大使用水量）を求める方法

ワンルームマンションの集合住宅の計画にあたっては、お客様サービスセンターとの協議の中で下記の算定式を用いてもよい。ただし、1部屋あたり2名を目安とする。

瞬間最大使用水量は、下記の式より算出（表 1）

1 ～ 30人

$$Q = 26 P^{0.36}$$

31 ～ 200 人

$$Q = 13 P^{0.56}$$

ここに、Q：同時使用水量（L/min）

P：人数

4. 2 給水管口径の決定

1. 給水管の口径は、配水管の水量、水圧などの給水能力の範囲で、計画使用水量を供給できる大きさとする。
2. 給水管の管内流速は、2 m/sec 以下となる給水管口径とする。
3. 給水用具の取付部は、必要水圧を十分考慮したものであること。

1. 給水管の口径は、別に定める配水管の水圧で、計画使用水量を十分に供給できるものでかつ経済性も考慮した合理的な大きさとするが、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要があり、増圧給水は、計画使用水量を供給できる増圧設備を選定し、さらにその水量に応じた給水管の口径を選定すること。
2. 給水管口径が使用水量に比べて過小な場合は、流速が増加し、ウォーターハンマーによる騒音、管路や器具の損傷が考えられるため、既存建物の改造等やむお得不い場合を除き、管内流速 2 m/sec 以下となる口径とする。

（導水勾配と瞬間最大使用水量は、表 1、表 1 - 1、表 2、表 2 - 1 を参照すること）

4. 3 所要水頭の計算

4. 3. 1 直結直圧式の計算

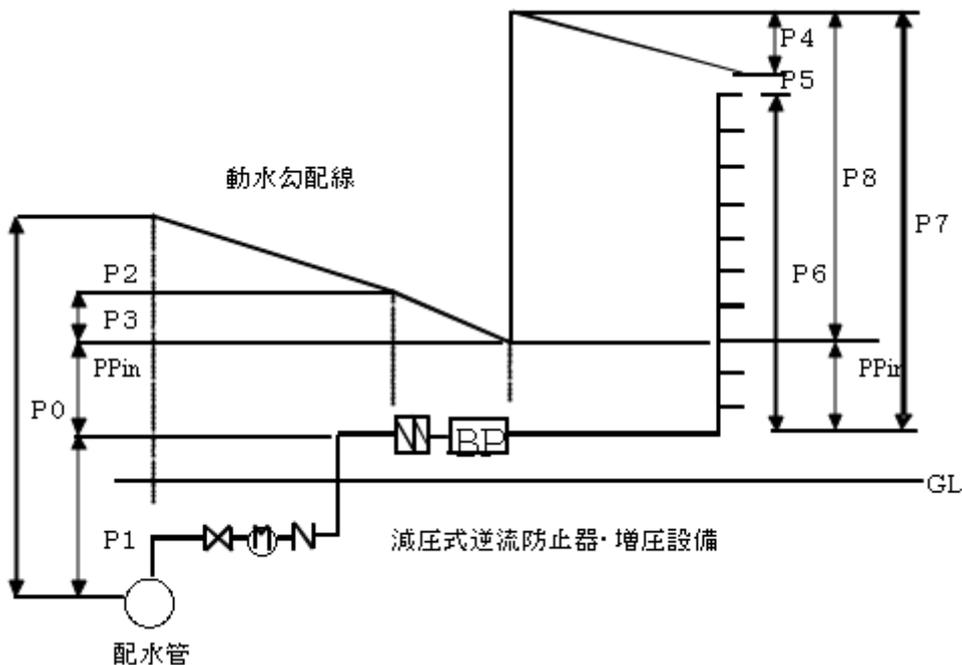
給水装置全体の所要水頭 ≤ 配水管の水圧（水圧を水頭に変換する）

1. 給水装置全体の所要水頭は、水理計算による摩擦損失水頭に給水装置の立ち上がり高さを加えたもの。
2. 給水装置の立ち上がり高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、もしくは最高位給水用具までの垂直距離をいう。

4. 3. 2 直結増圧式の計算

1. 増圧設備の全揚程は次の計算によること。

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 1. 増圧設備の流入圧力 (P P i n) | $P P i n = P 0 - (P 1 + P 2 + P 3)$ |
| 2. 増圧設備の吐出圧力 (P 7) | $P 7 = P 4 + P 5 + P 6$ |
| 3. 増圧設備の全揚程・増加圧力 (P 8) | $P 8 = P 7 - P P i n$ |
- P 0 : 設計水圧 (配水管水圧)
 P 1 : 配水管と増圧設備の高低差
 P 2 : 減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失
 P 3 : 減圧式逆流防止器及び増圧設備の圧力損失
 P 4 : 増圧設備二次側の給水器具の圧力損失
 P 5 : 末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧
 P 6 : 増圧設備と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
 P 7 : 増圧設備の吐出圧力 (設定圧力)
 P 8 : 増圧設備の全揚程 (増加圧力)
 P P i n : 増圧設備の有効圧力 (流入圧力)



- 直結増圧式は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧設備により補い、これを使用できるようにするものである。
- 増圧設備の吐出圧力は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

- 中高層建物の給水装置
- 1 給水装置の構造

1. 配水管から分岐し、宅地内に引込みする場合は、仕切弁及び止水栓を官民境界より 1.0 mの付近の宅地内に設置すること。
2. メーターは各世帯毎に設置すること。
3. 非常用給水栓、供用栓等を設置する場合は、個別にメーターを設置すること。
4. 給水主管は余裕のある給水管口径とする。
5. 凍結の恐れのある場合にあつては、有効な凍結防止対策を講じること。
6. 給水主管の立ち上がり管の最上部には、止水器具、及び空気弁を設置すること。なお、設置に当たっては作動状況が外部から確認できるよう配慮すること。
7. 増圧設備に使用するポンプは、原則として、構造材質の基準に適合する水道用直結加圧型ポンプユニット（日本水道協会規格 JWWA B 130）を使用すること。
8. 直結増圧式の給水装置の水圧は、最下層で0.6MPaを越えないこと。

1. メーター設置場所は、施行基準「メーター設置の基準」によること。
2. 災害時、配水管減圧時、及び停電時等不測の事態においても給水が確保できるように非常用水栓を設置すること。
3. 給水主管の立ち上がりは管ロスの低減化と凍結防止の観点から余裕のある口径とすること。また、維持管理を考慮し、給水主管立ち上がり毎に仕切弁または、止水栓を設置すること。
4. パイプシャフト内の給水主管より分岐される給水管等は、凍結の恐れがあるため必要な防寒対策を講じること。
5. 空気弁からの排水については、パイプシャフト内等でドレン設備を設けるなど、必要な排水装置を講じること。
6. メーター設置は、建物内部のパイプシャフト内（横70cm、縦60cm、奥行30cm）に各世帯毎に設置する。ただし一棟が全て同一所有者が使用する専用住宅、及び事務所ビル（自社）等の場合はメーターを建物外部に設置すること。（小窓メーター室寸法については、横50cm、縦50cm、奥行き30cm以上とすること。）また集合住宅のメーター設置構造はメーターユニット型が望ましい。

5. 2 給水装置の併用

給水装置を使用する場合は、以下の点に留意すること。

1. 同一建物で使用用途が同一の場合は、給水方式の併用は認めない。
2. 同一建物で使用用途が異なり、それぞれが独立した区画の場合は給水方式の併用は認める。
3. 同一敷地内への給水管取出しは、給水方式が同一の場合は一ヶ所引込みとするが、給水方式を併用する場合はそれぞれに別取り出しとすることができる。
4. 給水装置の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。
5. 使用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示をすること。

1. 一建物で住居専用の場合、給水方式の併用は認めない。
2. 集合住宅に併設される店舗等がある場合は、店舗等と住居とで給水方式の併用を認める。

ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。

3. 局水道メーターの設置は地付け、または建物内部（パイプシャフト内）に設置することができる。

4. 受水槽式給水の給水管口径の決定は時間平均使用水量から決定されるが、給水方式を併用する場合は、口径決定に違いがあり直結系統の水圧低下が懸念されるため、受水槽式給水の使用水量は、直結式と同時瞬間最大仕様水量を求め水理計算を行うこと。

5. 給水方式の識別は下記の例とすること。

①給水方式が識別できるよう次の色とする。

- ・直結式 水色
- ・増圧式 青色
- ・受水槽式 紺色

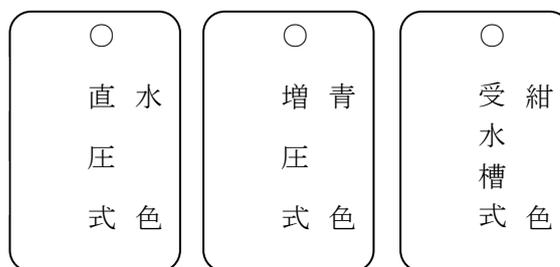
②配管

パイプシャフト内の配管などに給水方式が識別できるように標示をすること。

③止水栓きょう、メーターます内に給水方式が識別できるよう表示板などを設置すること。

※記載例 （直圧式・増圧式・受水槽式）

※サイズ （60mm × 40mm × 1mm 以上）



5. 3 逆流防止装置

1. 各世帯に設置するメーターの二次側に逆止弁を設置すること。
2. 事務所ビルなどにおいては、各階分岐箇所毎に逆止弁を設置すること。
3. 増圧設備には水道用減圧式逆流防止器（原則として、日本水道協会規格 JWWA B 134）を使用すること。
4. 水道用減圧式逆流防止器の設置場所は、増圧設備の直前（一次側）に設置すること。
5. 水道用減圧式逆流防止器を設置する場合は、中間逃がし弁からの排水を確認できるよう吐水口空間を確保した間接排水とすること。

1. 中高層建物は、断水、減圧時等における逆圧、または負圧が生じた場合、水の逆流により他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。

5. 4 直結増圧設備

【構造・材質基準に係る事項】

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されないこと。

（水道法施行令第4条・第1項・第3項）

1. 増圧設備は、配水管圧力では給水できない末端最高位の給水用具へ吐水圧を確保する設備

である。

通常は、加圧ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆止弁等をあらかじめ組み込んだユニット形式となっている。増圧設備は加圧型ポンプ等を用いて直結給水する設備であり、他の需要者の水利用に支障を生じないように配水管の水圧に影響をおよぼさないものでなければならない。

直結増圧設備の設置にあたっては、次の点に留意すること。

1. 給水設備（1建物）に対して1ユニットとする。
2. 設置場所は、供給する建物の1階、または地階部分に設置することを原則とする。
3. 設置場所は、ユニットの点検や維持管理のための十分なスペースを確保すること。またポンプ室内は十分な換気設備、及び排水設備を施すこと。
4. 増圧設備の呼び径は、給水管口径と同径、またはそれ以下とする。
5. 自動停止、復帰の設定水圧は次によること。
自動停止の設定水圧⇒増圧設備流入設計水圧（減圧式逆流防止器の直前）－ 0.05MPa
自動復帰の設定水圧⇒増圧設備流入設計水圧
6. 圧力制御は、用途に応じた制御方法を採用するとともに、二次側の圧力設定値は、計画瞬間最大使用水量時において建物の最上階で必要な吐水圧を確保でき、最下層で0.6MPaを越えないこと。
なお、低層階などにおいて高水圧となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置することが望ましい。
7. ポンプ故障、停電時には断水となることから、非常用水栓（キー付き給水栓）を設置すること。

5. 5 その他の留意事項

消火用設備、空調用設備等は給水装置に直接直結してはならない。

1. 消火用設備、空調用設備等への補給水を行う場合は必ず補給水槽を設けること。

6. 水道メーター

6. 1 メーターの設置

水道メーターの設置は、施行基準「メーターの設置」による。

6. 2 計量及び徴収方式

局が設置した水道メーターにより計量・徴収を行う。

7. 既施設からの改造

給水方式を受水槽方式から直結増圧給水方式に切替える場合は、施行基準「給水装置の構造及び性能」を満足すること。

1. 配管は原則として新設配管とするが、既設配管を使用する場合、所有者は既設配管の状況等を十分調査し、「既設設備を直結（直圧・増圧）給水装置として使用する場合の確認書」（第7号様式）、及び（第7号様式関係1、2）をお客様サービスセンターに提出すること。

2. 直結増圧給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方法を原則とする。
3. 対象建物、メーター回りの配管等についても、本要綱に基づくものとする。

1. 既設配管を直結増圧給水装置として使用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生する恐れがあるため、やむを得ず使用する場合は、申請者が材質、構造、配管経路、配管口径、給水器具類、使用期間等を十分調査し、使用する部分を最小限にする必要がある。

また、高置水槽を経由した給水装置は原則として認めないが、やむを得ずしなければならない場合に限り認めるものとする。

※留意点：局は給水装置の改造工事において、万一建物内で漏水等により多大な損害が生じたとしても損害賠償責任をとれないため、改造契約の際に責任の所在を明確にし、トラブルとならないよう注意が必要である。

8. 完成試験

8. 1 試験の範囲

試験の範囲は配水管の分岐箇所から、末端給水用具までとする。
また、既存建物を直結給水方式に改造した場合も同様とする。

8. 2 水圧試験方式

申請者は、給水装置完成後、通水及び水圧試験を実施する。ただし、「増圧設備」の水圧試験は除外する。

1. ここでいう水圧試験とは、給水装置工事が完成後指定給水装置工事事業者が行う社内検査をいう。
2. 増圧設備は、製造元の工場において既に必要な水圧試験を実施しているので、現場での水圧試験を行わないこと。（試験圧をかけると、損傷する恐れがあるため。）

8. 3 増圧設備試験運転

申請者は、以下の項目について試験運転を行い確認すること。

1. 増圧設備の運転は、製造メーカー等専門技術者の立会いのもと実施すること。
 2. 協議書による水理計算に明記された流入圧力・吐水圧力制御規定値（運転停止・復帰）の確認を行うこと。
 3. 末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。
1. 流入圧力制御設定は、局が指示した配水管圧力より計算した値で設定すること。
 2. 実際の流入水圧を確認すること。

8. 4 しゅん工検査

指定給水装置工事事業者は、工事完成後速やかにしゅん工図書を提出し、お客様サービスセンターのしゅん工検査を受けなければならない。

9. 直結増圧給水装置の維持管理

9. 1 給水条件承諾書の提出

申請者は、給水装置工事申請時に、直結（直圧・増圧）給水装置設置条件承諾書（第5号様式）をお客様サービスセンターに提出すること。

1. お客様サービスセンターは、事前協議時に、「直結（直圧・増圧）装置設置条件承諾書」（第5号様式）を申請者に渡し申請者は給水装置工事申請者に、管理人名等・必要事項を記載し、お客様サービスセンターに提出すること。
2. 所有者及び管理人は、計画的な断水、及び緊急的な断水の際に水の使用ができなくなること等、承諾書の内容を十分熟知し、使用者にこの設備が条件付きのものであることを周知させること。

9. 2 維持管理

維持管理については、給水条件承諾書の内容に基づき、所有者が適正に行うこと。

1. 直結増圧式の場合、停電、故障等により増圧設備が停止した時は断水になることを居住者に周知すること。
2. 増圧設備の故障等による断水の場合は、増圧設備の製造業者等に連絡するよう管理人に周知させること。
3. 増圧設備及び減圧式逆流防止器は、年1回以上の保守点検を行うこと。
4. 下記の措置により、緊急時に迅速かつ的確な対応が図れること。
 - (1) 増圧設備には、警報装置を設置すること。
 - (2) 給水条件承諾書に記載した管理責任者等の連絡先を表示板に記入し、ポンプ室及び管理人室に設置して周知を図ること。
5. ポンプ室及び管理人室等に設備のしゅん工図を常備しておくこと。
6. 所有者または管理人の変更の届出
所有者または管理人の変更があった場合は、「所有者及び管理人の変更届」（第6号様式）によりお客様サービスセンターに届け出ること。

1. 増圧設備を含む給水装置の管理責任は設置者側にあるため、増圧設備の機能を確保するためには定期点検等の維持管理が必要であり、設置者（所有者）は緊急時の対応ができるよう維持管理業者名と連絡先を必要箇所に明示するとともに、使用者にたいして直接増圧式の特性を周知させること。
2. 増圧設備の修繕には専門的な知識が必要であり製造業者に連絡する体制が必要である。
3. 専門的な技術を持った維持管理業者等と保守点検契約することが望ましい。

10. 手続き方法

10. 1 協議方法

1. 申請者は、次の書類を提出し協議を行うこと。
 - (1) 「直結（直圧・増圧）給水装置事前協議申請書」（第1号様式）
 - (2) 計画使用水量の計算書
 - (3) 水理計算書
 - (4) 水圧測定記録紙

2. 計画使用水量の算定等は「施行基準」に基づき算出すること。
3. 計画図面の提出は、位置図、配水管図、配置図、各施設設備平面図、立体系統図等の必要とする図面2部を提出すること。

10. 2 各種の変更及び取消し

1. 下記の事項に該当する場合は、設計変更を行うこと。
 - (1) 計画使用水量に変更が生じた場合。
 - (2) 給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合。
2. 協議を取消す場合は、「直結（直圧・増圧）給水方式協議書の取消届」（第3号様式）に必要事項を記入・押印し提出すること。
3. 申請者を変更する場合は「申請者変更届」（第4号様式）に必要事項を記入・押印し提出すること。
4. 所有者または管理人を変更する場合は、「所有者及び管理人の変更届」（第6号様式）に必要事項を記入し提出すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
（3階直結給水施行基準の廃止）
- 2 3階直結給水施行基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（「3」関係）

〔直結（直圧・増圧）給水装置事前協議申請書 申請者⇒お客様サービスセンター〕 年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

直結（直圧・増圧）給水装置事前協議申請書

建築主申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 連絡先 Tel _____
 協議者 社 名 _____
 氏 名 _____
 連絡先 Tel _____

下記の建物に直結（直圧・増圧）給水をしたいので事前協議を申請します。

事前協議番号	— 号	受 付 日	年 月 日
1. 建築場所	郡山市		
2. 建築名称			
3. 建築概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 階高 ____ M <input type="checkbox"/> 既設階高 ____ M	
	建築階高	地上 階 地下 階	給水階高 地上 階 地下 階
	用途形態		
4. 給水概要	給水概要	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設	
	給水戸数		
	給水方式	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 受水槽との併用 <input type="checkbox"/> 直結式との併用	
5. 工 期	年 月 ⇒ 年 月（予定）		
6. 使用水量	計画使用水量 ____ m ³ /日. 瞬時最大流量 ____ ℓ/min (____ ℓ/s)		
7. 分岐口径	配水支管 DIP. VP. CIP その他 φ mm × 取出給水管 φ mm		
8. ポンプ型式	メーカー名		型式名
9. ポンプ使用	ポンプ口径	mm	最大給水量 ℓ/min
備 考			

※上記の必要事項を記載し、添付図面を提出すること。

※用途形態、給水戸数欄には、内訳を具体的に記入すること。

第2号様式（「3」関係）

〔直結(直圧・増圧)給水装置事前協議回答書 お客様サービスセンター⇒事前協議申請者〕

年 月 日

直結(直圧・増圧)給水装置事前協議回答書

(建築主申請者)

住 所 _____
氏 名 _____ 様

(協議者)

住 所 _____
氏 名 _____ 様
連絡先 TEL _____

郡山市上下水道事業管理者

直結(直圧・増圧)給水装置事前協議の結果について

____年 ____月 ____日付けで事前協議依頼のありました下記の物件につきましては、
次のとおりお知らせいたします。

本件につきまして調査・検討の結果、直結(直圧・増圧)給水が(可能・ 不可能)です。
なお、付近配水管の動水圧状況、及び管網状況を調査した結果、当該地の配水管の動水圧は、
MPaで設計することができます。

事前協議番号	_____ 号
建築場所	郡山市
建築名称	

※第2号様式関係の内容を厳守し設計を行ってください。

第2号様式関係

直結(直圧・増圧)給水方式が可能ですので、下記内容を厳守し設計を行ってください。

- ◇ 配水管の切替工事及び事故等、計画的あるいは緊急的に断水・減水・濁り水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮のうえ、最適な給水方式を採用してください。
- ◇ 給水装置の設計にあたっては、「給水装置工事施行基準」及び「中高層建物直結給水取扱要綱」に基づいてください。
- ◇ 直結増圧式は、維持管理を十分考慮した建築構造とする必要があります。
- ◇ 当該地の配水管水圧が変更になる場合がありますので、回答後1年を経過した場合は、再度協議が必要です。
- ◇ 建築規模及び用途に変更がある場合は、再協議が必要です。
- ◇ 本協議時に本書をご持参ください。

下記の理由により直結(直圧・増圧)給水方式が不可能ですので、他の給水方式を採用してください。

- ◇ 直結給水方式対象外建物です。
- ◇ 当該地は、申請物件に必要な水圧が確保されておりません。
- ◇ 当該地の配水管に影響を与えるため、直結(直圧・増圧)給水方式が不可能です。
- ◇ その他の理由。

備 考

郡山市上下水道局

連絡先 TEL 024-932-7620

お客様サービスセンター

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

直結（直圧・増圧）給水方式協議書の取消届

先に届出いたしました直結（直圧・増圧）給水方式についての事前協議書について、下記理由により取消をしたいのでお届けします。

事前協議番号	—	号	受付日	年	月	日
--------	---	---	-----	---	---	---

取消理由

事前申請者 住 所

氏 名

申 請 者 住 所

氏 名

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者変更届

先に届出いたしました、直結（直圧・増圧）給水方式についての協議について、申請者を下記理由により _____ から _____ へ変更することをお届けします。

事前協議番号	—	号	受付日	年 月 日
--------	---	---	-----	-------

変更理由 _____

前申請者 住 所

氏 名

新申請者 住 所

氏 名

直結（直圧・増圧）給水装置設置条件承諾書

事前協議番号	— 号	計量番号（ ）	計本番号（ ）
建物名称			
設置場所	郡山市		
所有者	住所 氏名 電話 () —		
管理人	住所 氏名 電話 () —		
給水施設管理業者名		電 話	() —

直結（直圧・増圧）給水装置を設置するにあたり、次の条件を承諾し適正に管理します。

記

1. 使用者への周知

次の事項を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結（直圧・増圧）給水装置による給水についての苦情を上下水道局に一切申し立てません。

- (1) 停電や事故等により直結（直圧・増圧）給水装置が停止した時、または水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時に水の使用が出来なくなること。
- (2) 直結増圧給水装置を設置した場合は、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。

2. 用途変更について

直結増圧給水建築物申請において、許可された用途内容の変更はいたしません。

また、建築物の改造工事を行う場合は、事前に協議をいたします。

3. 定期点検について

直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、専門知識を持った関係者により、1年以内ごとに1回の点検を行います。

4. 損害賠償について

直結増圧給水装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償いたします。

5. 直結増圧給水装置管理人等の変更届について

直結増圧給水装置の所有者又は管理人を変更する時は、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させた上、上下水道局に書面で届けます。

6. 既設配管使用の責任について

既設の配管を使用し、直結増圧給水方式にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）または使用者等の責任において解決するとともに、上下水道局の指示に速やかに改善します。

7. 関係法令の遵守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は水道法及び郡山市水道事業給水条例などの関係法令に遵守します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結（直圧・増圧）給水方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をおかけしません。

9. その他

上下水道局が行う水量・水圧等の調査について協力します。

第5号様式関係

直結（直圧・増圧）設備における維持管理について

この建物の水道には、増圧設備及びこれに付属する設備が設置されていますが、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じることがあります。

つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけてください。

1. 給水装置の維持管理上の注意事項

- (1) 増圧設備を含む給水設備は水道法上の給水装置であり、郡山市給水条例第8条により管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- (2) 正常な給水、逆流の防止等、設備の機能維持の観点から、増圧設備について1年以内ごとに1回の定期的な保守点検を行ってください。
- (3) 増圧設備の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没することのないように注意してください。
- (4) 地震、その他の異常があった場合など必要と認められるときには、そのつど点検を行ってください。
- (5) 給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、郡山市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- (6) メーターの取替え作業が容易で、上下水道局の検針に支障がないようにしてください。
- (7) オートロック式自動ドア設置で管理人が常駐しない建物は適用できません。
- (8) 「水道料金のおしらせ」票等を投入するため、各戸の玄関ドアに投入口、またはエントランスホールに全部屋番号を明記した投入箱を設置してください。
- (9) パイプシャフト及び小窓メーター室を設置する場合、前面の扉に原則として鍵をつけないこと、管理上設置する場合は「タキゲンA-147」を使用してください。

2. 事故等の対応

- (1) ポンプ停止等設備の故障の修理等は、増圧設備の製造業者等で対応してください。
緊急時の連絡先は、設備に明示してありますので確認しておいてください。
- (2) 停電及び増圧設備の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常どおりであれば、1階等に設置している非常用水栓が使用できます。
- (3) 上下水道局の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。
- (4) 住宅用スプリンクラ設備の設置にあたっては災害や、制限給水時、事故時、水道施設の工事等で断水や水圧低下による設備の性能が十分発揮されない状況が生じても一切の責任を上下水道局では負いません。

3. 賃貸する場合

この設備を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの設備の使用上の注意等を周知させてください。

4. 損害の賠償

この設備に起因して逆流または漏水が発生し損害が生じた場合は、所有者にて解決してください。

5. 調査の承諾と改善指示の履行

この設備の構造、材料及び維持管理状況等に関し、上下水道局が必要と認めたときは、調査させていただきます。

なお、調査の結果不適正な場合は、上下水道局の指導に従って施設改善の指定期間内に改善してください。

6. 所有者または管理人の変更の届出

所有者または管理人の変更があった場合は、速やかに上下水道局に届け出ください。

また、使用者にも周知してください。

郡山市上下水道事業管理者

所有者及び管理人の変更届

住所_____ 名称_____ に対する建築物の

所有者の変更 管理人の変更・を下記理由により_____ から_____ へ

変更することをお届けします。

なお、直結（直圧・増圧）給水装置設置条件も継承いたします。

事前協議番号	— 号	計量番号		計本番号	
--------	-----	------	--	------	--

変更理由

前所有者 住 所

氏 名

新所有者 住 所

氏 名

前管理人 住 所

氏 名

新管理人 住 所

氏 名

第7号様式（「7」関係）

既設給水設備を直結（直圧・増圧）給水装置として使用する場合の確認書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

（所有者）住 所
氏 名

申請の際、既設設備を直結（直圧・増圧）給水装置に切替える場合、以下について承諾したことを確認します。

1. 既設設備の使用に際しては、「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているか、契約した指定給水装置工事業者において使用材料の調査・確認し、適合していない材料については取替え施工いたします。
2. 漏水、水質については、既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質で問題が生じた場合は所有者の責任において解決し、上下水道局の指示に従い速やかに改善を行います。
3. 所有者を変更した場合上記1、2項についても継承いたします。

既設給水設備の使用する場合の調査確認書

年 月 日

調査項目		調査内容			
建物の使用状況	①建物の名称				
	②建物の場所	郡山市			
	③棟数・階層・戸数	棟	階	戸	
	④建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	⑤起工年月日	年	月	日	
	⑥計量・計本番号	<input type="checkbox"/> 計量番号	<input type="checkbox"/> 計本番号		
	⑦受水槽方式	<input type="checkbox"/> ポンプ直送 <input type="checkbox"/> 高置水槽 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	⑧受水槽容量	受水槽	m ³	高置水槽	m ³
	⑨使用水量 (実績)	m ³ /月			
給水装置	⑩配給水管×取出し管	管種 () 管種 () 口径 (φ mm) × 口径 (φ mm)			
	⑪メーター口径・個数	局水道メーター	φ mm × 個		
		私メーター	φ mm × 個		
受水槽	⑫構造	<input type="checkbox"/> 地下式コンクリート <input type="checkbox"/> 地上式FRP			

第7号様式関係-2

調査項目		調査内容	
受水槽以降	⑬メイン管 管種口径	管種 ()、	口径 (φ mm)
	⑭立上り管 管種口径	管種 ()、	口径 (φ mm)
	⑮平行管 管種口径	管種 ()、	口径 (φ mm)
	⑯私メーター設置状況	<input type="checkbox"/> 遠隔指示メーター	φ mm
<input type="checkbox"/> 各戸私メーター		φ mm	× 個
<input type="checkbox"/> 私メーター無		φ mm	× 個
確認条件	⑰「給水装置の構造及び材質の基準」に適合したものであること。 ⑱既設給水設備の配管形式が明確であること。 ⑲既設給水設備の配管材料は、耐水圧が十分確保できるものであること。 ⑳既設給水設備の給水管口径が計画使用水量に対して適性であること。 ㉑既設給水設備から供給される水が、水道水の水質基準に適合していること。 ㉒その他既設給水設備を使用して不具合が生じないものであること。		
確認所見	上記の内容を確認した結果、「給水装置の構造及び材質の基準」に適合したものであり、他の条件も満たしていることを報告します。 年 月 日 指定事業者名 代表者 氏名 _____ 給水装置工事主任技術者 氏名 _____		
備考			